被災した家屋の代替取得等に係る特例申告書

令和　　年　　月　　日

（あて先）羽咋市長

(申告者)

住所又は所在地　　〒

氏名又は名称

電　話　　　　　　　　　－　　　　　　　－

個人番号又は法人番号

　地方税法352条の3及び第702条の4の2の規定の適用を受けたいので、次のとおり申告します。

１　代替家屋の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （納税義務者）所有者 | 住所（所在地） |  |
| 氏名（名称） |  |
| 被災家屋所有者との関係 | □本人 　　　□相続人　　　 □親族（三親等以内）□その他（　　 　 　　　　　　　　　　　）  |
| 代替家屋 | 所在地 | 羽咋市　　　　　　　　　 |
| 家屋番号 |  | 種類（用途） |  |
| 床面積 | 　　　　　　　　　　㎡ | 構造 |  |
| 取得年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 共有持分 | ／ |
| 取得の状況 | □新築家屋の取得　　　□既存家屋の取得　□被災家屋の改築　　　□その他（　　　　　　　　　　　） |

２　被災家屋の状況

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| （納税義務者）所有者 | 住所（所在地） |  |
| 氏名（名称） |  |
| 被災家屋 | 所在地 | 　　　　　　　　　 |
| 家屋番号 |  | 種類（用途） |  |
| 床面積 | 　　　　　　　　　　㎡ | 構造 |  |
| 処分年月日 | 令和　　年　　月　　日 | 共有持分 | ／ |
| 現在の状況 | □解体　□売却　　□その他（　　　　　　　　　　　　　） |

　※「代替家屋」とは、災害により滅失し、又は損壊した家屋に代わるものとして取得した家屋、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該家屋をいう。

　※「被災家屋」とは、災害により滅失し、又は損壊した家屋をいう。

１　**特例対象者**

（１）被災家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む）

（２）被災家屋の所有者に相続が生じたときはその相続人

（３）代替家屋に被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族

（４）被災家屋の所有者が法人である場合、合併により消滅したときにおけるその合併に係る合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は当該法人が分割により被災家屋に係る事業を承継させたときにおける分割承継法人

※被災家屋の所有者とは、令和６年１月１日現在の所有者をいいます。

**２　特例の対象となる被災家屋**

1. 令和６年能登半島地震により、滅失又は損壊した家屋

※原則として罹災証明書の判定が「半壊」以上のものに限ります。

（２）取壊し又は売却等の処分がなされていること

**３　特例の対象となる代替家屋**

（１）被災家屋に代わるものとして取得又は改築した家屋であること（中古取得を含む）

（２）被災家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であること

**４　取得期限**

令和６年１月１日から令和１１年３月３１日までの間に取得又は改築したもの

**５　特例の内容**

被災家屋の床面積相当分に係る固定資産税・都市計画税の税額について、取得の翌年から

４年度分を２分の１減額します。

**６　申告書の提出期限及び提出先**

　代替家屋を取得又は改築した翌年の１月３１日までに、特例申告書と以下の書類を添付の上、

羽咋市役所税務課に提出してください。

**【添付書類】**

1. 被災家屋の解体、除却、売却等、処分を確認できる書類

⇒（解体前後の）写真及び位置図、解体契約書(写)、売買契約書(写)、解体完了通知書(写)等

被災家屋が災害により滅失・損壊したことが確認できる書類

⇒罹災証明書、被災証明書等（被災家屋が羽咋市内の場合、提出は不要です）

被災家屋の所有を確認できる書類

⇒固定資産税課税明細書、名寄帳等（被災家屋が羽咋市内の場合、提出は不要です）

1. その他

代替家屋の取得者が被災家屋の所有者と異なる場合に、関係を証する書類

　 　・相続人の場合⇒戸籍謄本(写)等

・被災家屋の所有者と同居する三親等内の親族の場合⇒戸籍謄本(写）、住民票(写)等

・合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は分割承継法人の場合

⇒法人登記簿謄本(写)等

【問い合わせ先】

羽咋市役所　税務課

電話：０７６７－２２－６９０１